条の三の三十三第二項の認可を受け、第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合の廃止措置対象施設においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名		
二　運転記録（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、燃料体が炉心（リ及びヌにあっては、炉心等）から取り出されている場合を除く。）	イ～ヌ　［略］	［略］
三　燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しないときを除く。）	イ～チ　［略］	［略］
四　［略］	［略］	［略］
五　［略］	［略］	［略］
イ　原子炉本体（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、第百十一条第一項第六号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、第百十一条第一項	毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、第百十一条第一項	［略］
［略］	［略］	［略］

条の三の三十三第二項の認可を受けた場合の廃止措置対象施設においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名		
二　運転記録（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。）	イ～ヌ　［略］	［略］
三　燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）	イ～チ　［略］	［略］
四　［略］	［略］	［略］
五　［略］	［略］	［略］
イ　原子炉本体（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、全ての	毎日運転中一回。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合における	［略］
［略］	［略］	［略］

条の三の三十三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率		
ロ・ハ　［略］	［略］	［略］
二　放射線業務従事者の四月一日を始期とする一年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間の線量並びに本人の申出等により発電用原子炉設置者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量	一年間の線量にあっては毎年度一回、三月間の線量にあっては三月ごとに一回、一月間の線量にあっては一月ごとに一回	［略］
ホ～ル　［略］	［略］	［略］
六～十三　［略］	［略］	［略］

核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率		
ロ・ハ　［略］	［略］	［略］
二　放射線業務従事者の四月一日を始期とする一年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間の線量並びに本人の申出等により発電用原子炉設置者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量	一年間の線量にあっては毎年度一回、三月間の線量にあっては、三月ごとに一回、一月間の線量にあつては一月ごとに一回	［略］
ホ～ル　［略］	［略］	［略］
六～十三　［略］	［略］	［略］

使用済燃料の貯蔵施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎日一回とし、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎週一回とする。	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

第六号の性能維持施設が存在しないときは、毎週一回とする。	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］